

川口市建築基準法第52条第14項第1号の規定による許可基準指導細目

1 目 的

この指導細目は、川口市建築基準法第52条第14項第1号の規定による許可基準（以下「許可基準」という。）に基づき規定すべき事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この指導細目における用語の意義は、法によるほか許可基準で使用する用語の例による。

3 建築計画の説明等

標識の設置、標識設置届、近隣説明及び報告については、「川口市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持及び形成に関する条例」に準じて行うものとする。

4 許可申請等

- 1) 建築主は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第43号様式に、別表に掲げる図書のうち当該申請に係る図書を添えて提出しなければならない。
- 2) 建築主は、当該許可を申請する前に、事前相談を行うこととし、その時必要な図書及びその部数はその都度指示する。
- 3) 建築主は、総合設計制度を適用するにあたって、上水、下水、道路、緑地、開発その他関係部局と協議し成立したものでなければならない。

5 新聞、チラシ等による広告

建築主及び建築主の依頼を受けて建築物の設計、施工又は販売を行う者が、当該建築物の概要を新聞、チラシ等により広告する場合においては、次に定める事項を明示しなければならない。

当該建築物は、法第52条第14項第1項の規定により許可を受けたものであること。
機械室等は、他の用途に転用できないものであること。

6 実施期日

この細目は、平成21年10月1日から実施する。